

**区分：Ⅲ**

場所	雑固体廃棄物焼却設備建屋	
件名	雑固体廃棄物焼却設備建屋（管理区域）における病人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 22 年 9 月 3 日午前 10 時 17 分頃、雑固体廃棄物焼却設備建屋*<sup>1</sup>地下中 1 階（管理区域）で足場解体・搬出作業に従事し、その後、監視業務を行っていた協力企業作業員が、作業終了後、1・2 号機サービス建屋*<sup>2</sup> 1 階に移動した際に体調不良を訴えたため、午前 11 時頃、救急車にて病院へ搬送しました。なお、当該作業員の意識はありません。</p> <p>* 1 雑固体廃棄物焼却設備建屋 雑固体廃棄物を焼却するための焼却炉および付属設備を設置している建屋。</p> <p>* 2 サービス建屋 管理区域への人の出入りをチェックする場所等がある建屋。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p>&lt;安全上の重要度&gt;</p> <p>安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u></p>	<p>&lt;損傷の程度&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>診察の結果、熱中症と診断されました。 作業員の体調管理のため、今後とも休憩や適度な水分および塩分の補給を心がけるよう注意喚起を行います。</p>	

# 雑固体廃棄物焼却設備建屋（管理区域）における病人の発生について

